明治三十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（文部科学省告示一八〇）　一

〔公　告〕

諸事項

官庁
　基本測量関係事項関係　七

裁判所
　破産、免責、再生関係　二

特殊法人等
　弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　三七

地方公共団体
　行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三七

会社その他
　会社決算公告　三八

告　示

○文部科学省告示第百八十号

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）附則第五条第一項の規定に基づき、同法第十一条の規定の例により、文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用することとしたので公表する。

平成二十七年十一月九日　　文部科学大臣　馳　浩

文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

第１　趣旨

１　障害者差別解消法の制定の経緯

我が国は、平成19年に障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）に署名して以来、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の改正をはじめとする国内法の整備等を進めてきた。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）は、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、平成25年に制定された。

２　法の基本的な考え方

⑴　法の対象となる障害者は、障害者基本法第２条第１号に規定する障害者、すなわち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものである。

これは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえている。

したがって、法が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。なお、難病に起因する障害は心身の機能の障害に含まれ、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。

⑵　法は、日常生活及び社会生活全般に係る分野を広く対象としている。ただし、事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、法第13条の規定により、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによることとされていることから、この対応指針（以下「本指針」という。）の対象外となる。なお、同法第34条及び第35条において、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止が定められ、また、同法第36条の２及び第36条の３において、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が定められたことを認識し、同法第36条第１項及び第36条の５第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定める各指針を踏まえて適切に対処することが求められることに留意する。